

# 育児休業期間に関する同意書

育児休業期間について、下記の内容に同意します。

- ① 保育所等の入所が内定した際には、入所月の末日までには復職することを約束します。
- ② 育児休業期間が入所月の末日以降となっている場合、育児休業期間を切り上げることに  
ついては、就労先と相談し、了承を得ています。
- ③ 入所内定した際には、育児休業証明書を入所内定後に（4月入所の場合は3月の第2金曜  
日まで、5月以降の入所の場合は、各区・支所が別に定める期日まで）提出し、入所月の末  
日までには育児休業を切り上げる（復職する）ことを約束いたします。  
※就労先で記載された同書類にて、川崎市が復職日を確認後、入所決定となります。
- ④ 入所月の末日までに復職できない場合や、③で提出を約束した育児休業証明書を期限まで  
に提出することができない場合は、内定を取り消されること及び退園することについて同  
意いたします。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_

第一希望保育園 \_\_\_\_\_